

東京都がん対策推進計画【第一次改定】

● 本計画の位置付け

- 計画の性質:がん対策基本法に定める「都道府県がん対策推進計画」
- 今後の超高齢社会の到来を前提に、これまでの取組の更なる充実と新たな課題(がん教育・小児がん・がん患者の就労)への対応を含めて、計画を改定(第一次改定)
- 計画期間:平成25年度から平成29年度まで(5年間)

● がんを取り巻く現状 (第2章)

1 東京都のがんの現状

- 3人に1人ががんで死亡、死亡数の約8割が65歳以上の高齢者
- 年齢調整死亡率は、前推進計画の5年間で9.0%減少
(平成17年:93.9 ⇒ 平成22年:85.4 ※平成23年:82.4)
- 全国と比較すると、男性の死亡率は下回っているが、女性の死亡率は上回っており、特に乳がんによる死亡率が高い。

2 東京都のがん医療における地域特性

- 都内には高度ながん医療を提供できる大規模な医療機関が、区中央部を中心に集積している。
- 二次保健医療圏の平均人口は全国の約2.8倍であり、患者数も比例して多い。さらに、他道府県に居住する多くのがん患者が都内の医療機関を受療している。
- 交通網の発達により、がん患者の受療動向は医療圏を交錯している。

● 基本方針と全体目標 (第3章)

【基本方針】

- ① まず第一に予防を重視します。
- ② 高度ながん医療を総合的に展開します。
- ③ 患者・家族の不安を軽減します。
- ④ がん登録とがんの研究を推進します。

【全体目標】

がんによる死亡者の減少

すべてのがん患者及びその家族の不安の軽減並びに療養生活の質の向上

がんになっても自分らしく生活できる社会の構築

● 分野別施策 (第4章)

1 がんの予防の推進

- ・喫煙・受動喫煙の健康影響に関する普及啓発の推進
- ・肝炎ウイルスに関する正しい知識の普及啓発、受検促進及び子宮頸がん予防(HPV)ワクチン接種とがん検診受診促進の普及啓発の実施
- ・科学的根拠に基づくがんを遠ざけるための生活習慣について、多様な広報媒体を活用した効果的な普及啓発の実施

2 がんの早期発見の推進

- ・個別勧奨・再勧奨など区市町村が実施するがん検診受診率向上を目指した効果的な取組に対する支援
- ・職場における検診の実態把握及び従業員が受診しやすい環境整備への支援
- ・年齢やがん検診への関心度に応じ、様々な手法を活用した、広域的かつ効果的な普及啓発の実施
- ・全区市町村での精密検査受診率、精密検査未把握率等の改善を目指した、区市町村及びがん検診実施機関等への普及啓発及び支援

3 がんを予防するための健康教育の推進

- ・地域における家庭・学校・医療機関等と連携した健康教育の推進
- ・地域における健康教育に関する事例の収集及び共有

4 高度ながん医療の総合的な展開

- ・拠点病院等と地域の医療機関・薬局等の連携による地域医療連携体制の構築
- ・地域緩和ケアの推進
- ・「東京都小児がん診療連携ネットワーク(仮称)」の整備による小児がん医療提供体制の構築

5 患者・家族の不安の軽減

- ・相談支援センターの機能の強化
- ・「東京都がんポータルサイト(仮称)」の構築による、がんに関する総合的な情報発信の実施
- ・がん患者の就労等に関する普及啓発・相談支援体制の整備

6 がん登録と研究の推進

- ・院内がん登録実施医療機関に対する支援の実施
- ・地域がん登録の推進
- ・がんの診断法に関する研究の推進

【東京都がん対策推進計画の全文は、東京都福祉保健局のホームページに掲載しています。】

(URL) http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/iryo/iryo_hoken/gantaisaku/gankeikaku/
福祉保健局トップページ ⇒ 医療・保健 ⇒ 医療・保健施策 ⇒ 東京都におけるがん対策 ⇒ 東京都がん対策推進計画